契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 桃谷高等学校 | 契約の履行完了に伴う検査（履行確認）は、予め決裁により指定された職員が行わなければならないが、下記の業務委託契約及び工事請負契約における検査については、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。なお、いずれも契約書及び仕様書に基づく業務は履行完了していた。１　委託名称　消防設備機器点検　(1)　場　　所　大阪市生野区勝山南３－１－４大阪府立桃谷高等学校(2)　契約期間　令和２年４月１日から令和３年３月31日まで(3)　契約金額　235,400円(4)　完 了 日　令和２年11月７日、令和３年１月11日(5)　検 査 日　令和２年11月７日（注）、令和３年１月11日（注）11月分の検査は、検査員として指定された者が実施２　工事名称　大阪府立桃谷高等学校東西館４階生徒会室・資料室改修工事（空調機設置）　(1)　場　　所　東西館４階　生徒会室・資料室　　(2)　契約期間　令和３年２月８日から令和３年３月19日(3)　契約金額　1,265,220円(4)　完 了 日　令和３年２月11日(5)　検 査 日　令和３年２月12日 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法】（契約の履行の確保）第234条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。【大阪府財務規則】（検査）第69条４　契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の２第１項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。（以下略）【大阪府財務規則の運用】第69条関係　２　規則第69条第２項による指定及び同条第４項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。【会計事務の手引】第５章　契約第６節　契約の履行確認１　履行確認の必要性３　検査検査とは、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを確認するものです。検査によって契約の履行を確認し、府の債務が確定するので、すべての契約について行わねばなりません。 |

 | 　検出事項について、原因は、検査員として指定されていると誤認していたことにある。　再発防止に向け、契約の履行確認や検査ルールについて周知徹底した。　また、検査実施時は、検査員として指定されているかを複数人で確認することとした。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月１日から令和４年１月31日まで）